

# ふじみ野市立資料館利用ガイドライン (新型コロナウイルス感染防止対策)

令和2年7月9日制定  
令和3年10月25日改定  
ふじみ野市

新型コロナウイルス感染拡大の防止を徹底するため、国が示す「新しい生活様式」及び埼玉県の「令和3年10月25日以降における県民・事業者の皆様へのお願い」を踏まえ、ふじみ野市が示す「公共施設利用における基本的方針」と併せて「ふじみ野市立資料館利用ガイドライン」を定めました。資料館活動の場の安全を確保するため、資料館を利用する際は、次の事項を遵守してください。

## 1 密閉・密集・密接の3密を徹底して回避

- ① 施設ごとに定める利用制限人数を超えないこと。
- ② 人と人との間隔をできる限り1m空け、利用すること。
- ③ 部屋の換気を実施するとともに、終了後に必ず窓を開けたまま退出すること。

## 2 感染拡大防止対策の徹底

- ① 来館前に検温を行い、37.5度以上又は平熱比1度超過の発熱や風邪の症状がある場合は資料館に来館しないこと。また、来館前の検温を忘れた場合には、事務室に申し出て検温を受けること。
- ② 同居家族等に感染が疑われる場合は、資料館の利用を自粛すること。
- ③ 高血圧、糖尿病等基礎疾患のある方は、感染による重症化リスクが高いことから、活動にあたってはより慎重に判断すること。
- ④ 来館時には資料館入り口に設置の消毒液で手指消毒を行うこと。また、各部屋に設置の消毒液も適宜使用し、活動中の手指消毒を徹底すること。
- ⑤ 施設利用後は、各部屋に設置の清掃用除菌水で、机、いすをはじめとした使用備品やドアノブ、鍵、スイッチ類等の消毒を必ず行うこと。
- ⑥ マスクを着用するとともに、咳エチケットを遵守すること。
- ⑦ 談話室やエントランス等、不特定多数の利用者の出入りがある場所での談話は自粛すること。
- ⑧ 各部屋の利用は、利用後の消毒を含めて利用時間内に終了し、次の利用団体(者)との接触が回避できるよう配慮すること。
- ⑨ 団体による見学は、基本的に事前予約で、見学時間や見学場所の分散について資料館と協議をすること。資料館利用にあたっては、このガイドラインの他、利

用団体（者）ごとに作成の「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を遵守すること。なお、次に記載する活動については、感染リスクが高い可能性があると考えられるため、利用制限解除の際は各活動分野の上部団体等が示す活動ガイドライン等も参考に、十分な感染防止対策を行うこと。

- ・ 近距離や真正面での活動及び器具・道具類を共有して使用する活動

### 3 その他の遵守事項

- ① 展示見学のための来館者は、氏名・連絡先の記入をする。また、感染した場合は来館した日時を保健所等に伝える。（万が一施設より感染者が発生した場合等の利用者確認に対応するためのもの。）
- ② 団体利用の場合は、資料館利用時に次に記載するものを提出又は作成すること。
  - (1) 「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（利用団体ごとに、活動におけるガイドラインを示すもの）
    - ・ 作成は各団体1回のみ。
    - ・ 作成後速やかに資料館に提出する。
  - (2) 「新型コロナウイルス感染拡大予防のための利用者チェックリスト」（利用団体ごとに、資料館利用日の活動にあたっての確認事項を活動前にチェックするもの）を作成する。
    - ・ 作成は各団体が資料館を使用する度ごと。
    - ・ 活動前に各項目を確認しチェックを入れた後、その場で資料館に提出する。
  - (3) 「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う資料館利用者名簿」（利用団体において、その日の活動者を把握し、万が一施設より感染者が発生した場合等の利用者確認に対応するためのもの。資料館に提出の必要なし）
    - ・ 作成は各団体が資料館を使用する度ごと。
    - ・ 当日の参加者名簿を作成の上、団体において1か月間保管する。
- ③ 感染者の発生等により、保健所等公的機関から要請があった場合は、利用者の連絡先等の情報提供を行うこと。
- ④ 会議の実施にあたっては、会議の方法等の検討を行い、会議時間の短縮に努めること。
- ④ ごみは必ず各自持ち帰ること。